

# 公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会 定款施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この施行細則は、この法人の定款の運用並びに管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会員及び組織

### (会費、入会及び退会)

第2条 定款第6条、第7条及び第8条に基づく、会員の会費、入会及び退会に関し必要な事項は別に定める。

### (組織)

第3条 この法人は、この法人が総会で承認した県内各地区の鍼灸マッサージ師会（以下、地区師会という。）をもって組織する。

2 地区師会の代表として地区長を置く。

3 この法人から会員へ連絡事項があるときは、地区長に委託することができる。

4 この法人は総会の承認を得て2つ以上の地区師会を合同することができる。また地区師会に特別な理由があると認めるときは、総会の承認を得て地区師会を新設することができる。

### (会費の免除)

第4条 この法人は次の事項に該当する会員については会費規程第3条による規定にかかわらず会費を免除することができる。

(1) 会員が満75歳を超えた者で、地区長より申請があったときその翌年度から半額にする。

(2) 長期療養（6箇月以上）のため業務に従事できない者で地区長より申請があったときその翌年度から半額にする。

(3) 会費の免除を受けられるのは過去に3年以上会費を納入しているものとする。

## 第3章 職制

### (各局、各部)

第5条 この法人は次の局並びに部を置き、その担当局長、部長は理事の互選とする。

- (1) 総務局は次の事項を行う
    - ・文書の收受、発送、編集及び保存に関する事項
    - ・会議に関する事項
    - ・一般庶務に関する事項
    - ・主務官庁への事務手続き、連絡事務に関する事項
    - ・各地区との連絡に関する事項
    - ・共済に関する事項
  - (2) 会計局は次の事項を行う
    - ・経費の徴収に関する事項
    - ・経費及び諸収入の予算決算に関する事項
    - ・保険事務手数料の徴収に関する事項
  - (3) 業権擁護対策局は次の事項を行う
    - ・無免許対策
    - ・業権の確保、拡充
  - (4) 学術局は次の事項を行う
    - ・はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧の学術の振興に関する事項
    - ・会員の教育、研究に関する事項
    - ・企業経営の近代化、促進に関する事項
  - (5) 広報局は次の事項を行う
    - ・はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧の業態調査に関する事項
    - ・斯業の啓蒙宣伝及び会報発行に関する事項
  - (6) 保険局は次の事項を行う
    - ・各種健康保険の普及拡大に関する事項
  - (7) 観光地部は次の事項を行う
    - ・観光地会員相互の業務発展に関する事項
  - (8) 組織強化部は次の事項を行う
    - ・会員の相互研鑽、交流等、本会の向上発展に寄与する事業
- 2 各局、各部は必要に応じ委員会を設置することができる

#### 第4章 会議

(種別及び構成)

第6条 定款に定めのない会議については次のとおりとする。

- (1) 執行部会は、代表理事、業務執行理事、代表理事が認めた理事及び会員をもって構成し、必要に応じて代表理事が召集する。
- (2) 地区長会は、地区長、代表理事、業務執行理事、代表理事が認めた理事及び会員をもって構成し、必要に応じて代表理事が召集する。
- (3) 監査会は監事、会計局長、代表理事及び業務執行理事をもって構成する。
- (4) この法人の運営上不測の事態が生じたときは、特別委員会を設けてその処理に当たる。特別委員会の委員は総会において選任する。
- (5) 各局、各部の委員会の委員は、局長、部長の推薦に基づき代表理事が認めた会員をもって構成する。

## 第5章 慶弔

### (慶弔費の支給)

第7条 慶弔費の支給に関しては次のとおりとする。

- (1) 会員の死亡の際は弔慰金10,000円の支給と弔電をおくる。
- (2) 傷病見舞は1年に1回、15日以上入院及び3箇月以上通院の際に見舞金として、5,000円を支給する。
- (3) 会員が災害に遇ったときはその都度被害の度合いを考慮して見舞金を支給することができる。
- (4) 会員への慶弔費支給に係る役員等の報酬等は無償とする。
- (5) 関係団体等の慶弔については、代表理事の判断で必要な対応をし、後日理事会の承認を得るものとする。
- (6) 上記に定めのないときは理事会において決定する。

## 第6章 賞罰

### (表彰)

第8条 この法人に対し特に功労のあった会員を公的表彰の推薦及びこの法人において表彰することができる。

### (戒告及び除名)

第9条 この法人の定款若しくは決議事項に違反した者又は会員として名誉を著しく汚した者は総会の決議を経て戒告または除名することができる。

## 第7章 選挙

### (選挙管理委員会)

第10条 定款第19条による役員を選任するため、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員は理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会は、その構成する委員の互選によって選出された委員長が必要に応じて召集する。

### (役員候補者の立候補)

第11条 役員に立候補するときは次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、所属する地区師会の推薦又は会員5名以上の推薦を受けるものとする。但し、重複推薦は認めない。また5名以下の地区師会の推薦立候補は1名のみとする。
- (2) 立候補者は、2月1日より2月末日までに選挙管理委員会に届け出るものとする。

- (3) 被選挙権は会員として3年以上継続したものに与える。
- (4) 立候補届に必要な届出書は別に定める。

#### (役員選任の告示)

第12条 役員改選が行われるときは、役員選任に関する必要事項を2月1日までに地区師会に告示する。

#### (役員を選任方法)

第13条 役員を選任は、それぞれの候補者ごとに行う。

2 出席した正会員の過半数の信任票をもって当選とする。但し、過半数得票者が定員の定数を超える場合は得票順に定数までのものを当選とする。

3 出席した正会員の過半数の信任投票を得るものが役員定数に満たない場合は、当選人が定数に達するまで再投票を行う。

#### (会員外監事の選任)

第14条 会員外監事は、理事会において候補者を推薦し、定時総会において選任する。

#### (役員候補者選考委員会)

第15条 この法人は、常設の役員候補者選考委員会を置き、任期は2年とする。

2 役員候補者選考委員会は、理事会においてこれを推薦し、役員選任の行われない年度の定時総会において承認を受けるものとする。

3 役員候補者選考委員会は立候補者が定数に達しなかったとき又は任期途中において欠員を生じた場合に役員候補者の選出をこれに付託する。但し、役員候補者選考委員会による役員候補者選出について、施行細則第11条(3)の規定を適用しない。

4 役員候補者選考委員会は、構成する委員の互選によって選出された委員長が必要に応じて召集する。

5 役員候補者選考委員会は必要に応じて各地区に役員候補者の推薦を要請することができる。会員の多い地区は役員候補者考委員会の養成に応じて役員候補者を推薦しなければならない。

### 第8章 報酬等

#### (報酬及び費用支給)

第16条 報酬及び費用支給に関しては次のとおりとする。

- (1) 役員等が会議、研修会及び調査の出張に対する報酬は1日、県内5,00

0円、県外7,000とし、これが2日以上に亘るときは、それぞれ5,000円を加算する。但し、費用（交通費、宿泊費、手数料等）は実費とする。

（2）出張命令、派遣人数については、理事会に諮り、代表理事が命令等を発する。緊急やむを得ない場合は代表理事の指示により執行し、理事会で事後承認を得るものとする。

（3）視力障害その他やむを得ない理由で付き添いが必要な場合の費用は、交通費（割引料金）、宿泊費などは実費を支給する。

（4）事務所での執務の報酬は、代表理事が選任した者については時給850円を支給する。但し、交通費については実費を支払うものとする。

（5）会員にあっても必要に応じ代表理事が召集したときは、役員と同様の報酬及び費用を支給する。

（6）役員及び会員が地区師会より報酬及び費用の支給を受けて会議に出席したときは、（1）に定める差額を支給する。

（7）役員及び会員が代表理事の指示で自宅において、会務に関する作業を行ったときは、本人の請求により、時給850円を支給する。

（8）理事及び会員監事については、年額報酬10,000円を年度末に支給する。

## 第9章 事務局

### （事務局及び事務職員）

第17条 この法人の事務を処理するために事務局を設置し、所要の局員を置く。

2 事務職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

3 事務職員はパート勤務とし、適正な時給と年2回の特別手当などを支給する。

4 勤務時間は、土曜、日曜及び祝祭日を除く1日5時間程度とする。

## 第10章 収支予算及び会計管理

### （収支予算）

第18条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### （会計管理）

第19条 財務会計の管理運用については、理事会で定める規程による。

## 第 1 1 章 雑則

(改廃)

第 2 0 条 この定款施行細則の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

### 附則

この定款施行細則は、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から施行する。

この定款施行細則は、平成 2 8 年 6 月 8 日から施行する。

## 保険取扱に関する内規

第1条 この内規は、定款第4条の規定に基づき、保険取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2条 会員は所定の手続きを経て、保険取扱業務に参加することができる。

第3条 本会執行部と保険局は協力して、次の業務をおこなう。

- (1) レセプトの収集・整理
- (2) 審査会の開催
- (3) 各種講習会、研修会の開催
- (4) 行政及び保険者への対応
- (5) 保険取扱上必要な物品の作成、販売
- (6) その他必要と認めた事項

第4条 保険取扱の円滑を期するため必要に応じ次の会議を行う。

- (1) 保険会議
- (2) 審査会
- (3) 特別審査会
- (4) その他必要な会議

第5条 保険会議は代表理事、業務執行理事、保険局長及び代表理事が認めた理事をもって構成し、代表理事が会議を主宰する。

第6条 審査会は審査委員をもって構成し、審査委員長は委員の互選による。

第7条 審査委員は代表理事、業務執行理事及び保険局長の合議の上、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

第8条 審査委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。また補欠審査委員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 特別審査会の委員は理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。任期は審査委員に準ずる。

第10条 保険局は執行部に協力し、保険取扱に係わる指導、講習及び研修事業

の企画推進にあたる。

第 1 1 条 保険事務手数料は、保険取扱者の意見を踏まえて総会において決定する。

第 1 2 条 その他必要な事項は理事会の決議を経て代表理事が定める。

第 1 3 条 この内規の改廃は、理事会において決議し、総会に報告するものとする。

附則

この内規は、平成 1 5 年 6 月 3 0 日から施行する。

この内規は、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から施行する。



## 審査会に関する内規

第1条 審査会は関係行政官庁並びに各種医療保険等の保険者の指示、指導のもとにレセプト審査に関する事務を処理する。

第2条 審査会は審査委員長が日時を定め毎月1回開催する。特別審査会は必要に応じて代表理事が召集する。

第3条 審査会は予め事務職員によって整理、整頓されたレセプトを厳正に審査し、適正と認められるもののみを検印して各保険者へ送付する。適正さを欠くと思われるレセプトに対しては会員に返戻若しくは指導を行う。

第4条 不支給又は減額されたレセプトに対しては審査会又は特別審査会で協議し対処する。

第5条 審査委員は職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

第6条 その他必要な事項は理事会の決議を経て代表理事が定める。

第7条 この内規の改廃は、理事会において決議し、総会に報告するものとする。

### 附則

この内規は、平成15年6月30日から施行する。

この内規は、平成25年3月19日から施行する。